

パブリックコメントに寄せられた意見の概要と市の考え方

番号	項目	意見の概要	市の考え方
1	第3条	<p>適正な履行、良好な品質とありますが、履行確認はどのようにされるのでしょうか。専門的な知識・技能を持った職員がいれば良いですが、ともすると書類が揃っていれば良いということになりかねません。外部の専門家が公正な視点で履行確認をすることも必要ではないかと思えます。</p>	<p>履行確認につきましては、職員により、書類の確認だけではなく、現場なども確認した上で、適正に履行されているかどうかを判断しています。現在のところ、外部の専門家の活用までは考えていませんが、御意見にもありますように、第三者的な立場となります外部の専門家の活用につきましては、より公正性、透明性が期待できますので、国や愛知県、近隣自治体との情報共有を図りながら検討していきたいと考えています。</p>
2	第6条	<p>市内事業者の受注の機会の確保について、尾張旭市の事業者のみでは競争にならない場合には、ぜひ、近隣の市町村に事業所がある事業者まで拡大していただくことを希望します。</p>	<p>本市におきましては、競争性を確保しつつ、バランスを考慮しながら市内事業者の入札参加や受注の機会を確保するよう努めていますが、市内事業者での施行が難しい案件につきましては市外業者まで拡大しています。</p>
3	第9条	<p>逐条解説におけるチェックシートの内容について、「安全衛生などの労働条件等」とありますが、ここで事業者が当該契約案件に従事する方々への賃金を記入することは決して無いようにお願いします。 賃金は市場の需要と供給のバランスによって成り立っているものであり、国で定めた「最低賃金法」がある限り、事業者はそれを守る義務があります。それ以上の金額を地方公共団体が設定することはダブルスタンダードとなり、地域の円滑な雇用に支障が出ます。</p>	<p>御意見のとおり、地方公共団体が最低賃金法によって定められた以上の金額設定を行うことについては疑義があることを承知しておりますので、本条例におきましては、事業者の方に法令遵守の徹底をお願いすることにしていきます。ただし、そうした法令遵守を確認するためにも労働環境チェックシートを活用し、支払賃金額を含めた労働環境の実態を把握することを考えています。</p>

パブリックコメントに寄せられた意見の概要と市の考え方

番号	項目	意見の概要	市の考え方
4	第10条	<p>適正な積算根拠に基づき予定価格を算出することについて、現在の契約発注時における仕様書の曖昧さにより、入札価格のばらつきが生じてきますので、仕様書の作り込みが大切なことを認識して実行してください。</p> <p>正しい作業における積算の基準は国土交通省や一般財団法人経済調査会による統計(工場市場単価)がありますが、統計は過去を調査した結果を表記したもので、「時価」ではありません。加えて国による最低賃金の変更は年度半ばの10月1日ですので、年度当初の半年は利益が出ても、10月以降は持ち出しになる可能性もあります。</p> <p>積算時には時価相場を十分考慮して、適正な予算配分をしていただくことを強く要望します。</p>	<p>市の責務として適正な予定価格の算出が求められることとなります。本市としましても、いただきました御意見にもありますように、仕様書を関係法令等に基づき適切に作成することが大切であり、さらに時価相場をきちんと反映させることで適正な予定価格の算出ができるものと考えています。</p>
5	その他	<p>提案として、工事仕様書を愛知県から国土交通省中部地方整備局版に変更してはどうでしょう。書いてある内容はほぼ同じなので、変更しても差し支えありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工計画書作成における3500万未満の受注者への簡素化措置は不要で、技術力向上の妨げにしかかっていない。</li> <li>・足場について、改正労働安全規則ではH27. 7. 1から内容変更している。</li> </ul> <p>以上のようなことから、市内業者の技術力アップ並びに確保を望むのであれば、最高峰の基準で工事できるようにすべきではありませんか。</p>	<p>市内事業者の育成については、本市の地域経済の発展においても大変重要な観点であり、これからの課題の一つであると認識しております。そのために市として何ができるのかを、いただきました御意見も参考にしながら、市内事業者とともに検討していきたいと考えております。</p>
6	その他	<p>発注者支援業務の活用をしてはどうでしょう。全国何処でも技術者不足は深刻で、特に市町村役場の規模では職員を抱え育てることも難しい状況です。それを補う手段として、支援業務の活用があります。職員はもとより、市内業者へのアドバイス等でも意味があります。</p>	<p>本市におきましても技術職員が不足しており、まちづくりなど都市整備にかかる専門的な業務につきましては発注者支援業務を活用している案件もございます。今後も必要に応じて発注者支援業務を活用していく考えであります。</p>